

## 広域営農における担い手の育成・確保条件について

渡辺幸一・伊東幸恵（大分県農業技術センター）

Kouichi WATANABE and Sachie ITO:

The Support Conditions of Promote Farmers for Extensive Group Farming

### 1. はじめに

集落営農の推進には調整機能の強化や担い手（オペレーター）の育成・確保、地域リーダーの存在等が重要であるが、農村地域にあってはこれらが低下しており、それを補完する機能が求められている。本報告では中山間地に位置する緒方町を対象に、広域営農推進のための町農業公社の役割や機能、集落やオペレーターとのかかわり方、オペレーターの受託条件等について明らかにした。なお、広域営農とは集落営農をより効率的に推進するために、市町村、農協、第3セクター等が集落営農を支援し広域的に取り組む地域づくりをいう。

### 2. 町農業の概況および農業公社の課題

緒方町は古くから農業水利の発達した水田地帯で、農家数1,286戸、水田面積1,100ha（約81%が基盤整備田）である。高齢化、担い手不足が進み、中核農家は圃場条件の良い平坦部に比較的多く残っているものの山間部では少なく、全くいない集落もみられる。このため一部集落では機械の共同利用や基盤整備を契機に集落全体の効率的な水田利用を図るなど集落営農への取り組みがなされつつある。町農業公社は町、農協出資による第3セクターとして1994年に設立された。主な事業内容は水田を主体とした農作業の受託事業である。1998年度の作業受託実績は延べ面積280.8ha（737件）で、農地保有面積は11ha（うち管理耕作7ha）である。

町農業公社がかかえる課題には、①山間部での作業効率の向上②運営収支の改善③作業受託能力の向上④集落営農組織の育成強化等があげられる。このため、町農業公社では再委託先となるオペレーターの確保と同時に、集落営農組織の育成を図ることによって、現在の受託中心から受委託の調整機能を強化する方向を模索しつつある。

### 3. 広域営農における農業公社の役割と機能

町農業の担い手が将来的に減少していくなかで、農地の維持管理と合理的な土地利用を図るには集落を単位とした集落営農組織の育成が重要であり、さらに効率的な水田営農を推進するためには、集落営農間の相互連携を支援する町全域からなる広域的な営農組織が必要である。

そうした場合の地域のマネジメント・調整役として町農業公社が位置づけられ、その役割・機能には次の事項があげられる。①オペレーターを育成し、再委託する②機械リース等でオペレーターを支援する③農地の流動化等を進め、農地貸借や集落間の作業受委託の調整を図る④地区リーダーを確保し、集落営農組織を育成する。

### 4. オペレーターの育成・確保条件

緒方町における水田農業の担い手の形態には、①大規模個別農家②機械利用組合③受託組織・グループ④畜産農家、粗飼料生産組合等がある。これらを対象に行った

聞き取り調査では、町農業公社からの作業の再委託に対して、いずれの形態も「受託したい」とする意向が強い（調査農家の95%）。その際の受託条件として、①水稲の基幹作業を主体にした受託（重複回答、84%）②ほ場・水利条件（同63%）のほか、③集落内で土地利用・調整を話し合える組織の存在（同37%）④農業公社の機械リースが受けられること（同26%）等をあげている。特に③については、個人1人がオペレーターとして集落の水田を担うには限界があることから、共同作業による組作業や3～4人程度のオペレーターが集落の水田を分担して行う必要があるとしている。このほか、水系別に水稲品種の計画的な作付や圃地化などの合理的な土地利用に取り組めるように、集落全体で話し合える組織がほしいとの要望がみられる。このことはオペレーターが農業公社からの再委託に応じて集落の水田を受託する場合に、集落の人達の支持や協力を得なければできないこと、また、集落全体の土地利用調整などオペレーターとしての活動を補助あるいは支援する何らかの調整組織が集落内で必要になるものと思われる。

一方、条件不利な山間地域に位置し機械利用組合もなく、オペレーターが極度に不足する地域の受託条件としては、水稲の基幹作業に限定した受託への要望が強い（同100%）。こうした集落では今後、①集落に残った2～3戸程度の専業農家（高齢農家、定年婦農者等）で受託作業を請け負う②兼業農家や高齢専業農家も含めた役割分担による集落営農で水田の維持管理を図る。さらに集落外部からの支援策として、③近隣集落からのオペレーター支援や④町農業公社の作業受託支援（無人ヘリ防除等）が必要と思われる。

### 5. まとめ

集落の水田を担うオペレーターの育成・確保には、水稲の基幹作業への受託やほ場・水利条件に加えて、集落内の土地利用調整等その活動を支援するための集落調整組織が必要である。広域営農では、その運営の中で地域調整組織（町農業公社）と集落営農組合（各集落の農業振興会等）、オペレーターの各組織がその役割を分担しながら地域全体の営農を効率良く運営していく仕組みが望まれる。すなわち、町農業公社は受委託の斡旋・調整等を行う地域全体のマネジメントと調整の機能を担い、集落営農組合は集落内の土地利用調整や水稲栽培、転作等の計画調整を受け持ち、この集落営農組合を通じて集落全体の受委託を取りまとめ、町農業公社を仲介として集落内のオペレーターに再委託を行う体制づくりが重要である。